

第23期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2024年3月26日 (火曜日) 午前 10時
(受付開始 午前 9時)

場 所

東京都江東区有明三丁目7番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル 3階アイリスの間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会
会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご
注意ください。)

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締
役を除く。)1名選任の件

目 次

第23期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	8
計算書類	33
監査報告	36

証券コード7776
2024年3月1日

株 主 各 位

東京都江東区青海二丁目5番10号
テレコムセンタービル
株 式 会 社 セ ル シ ード
代表取締役社長 橋本 せつ子

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.cellseed.com/>

（上記トップページより「株主・投資家情報」「株主総会招集通知等」

「第23期定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に

「セルシード」又は「コード」に当社証券コード「7776」を入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主

総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月25日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、5頁をご参照ください。）

〔書面による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目7番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル 3階アイリスの間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項

第23期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

なお、会計監査人又は監査等委員会は、計算書類の個別注記表を含む監査対象書類を監査しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 1 株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年3月26日(火曜日) 午前10時00分(受付開始午前9時00分)

開催場所 東京ベイ有明ワシントンホテル 3階アイリスの間

### 2 郵送で議決権を行使いただく場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2024年3月25日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

### 3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2024年3月25日(月曜日) 午後5時30分まで

詳細は、次頁を  
ご参照ください。

#### 議決権の 重複行使の 取り扱い

- 1 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

# インターネットによる議決権行使方法について



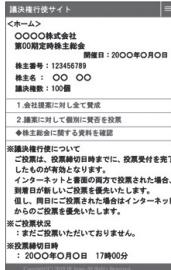
## スマートフォンからの場合

### QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、ログインID及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否を入力ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

### ご注意

QRコードを利用しての議決権行使は1回のみ有効です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。



## パソコンからの場合

### ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.net-vote.com/>

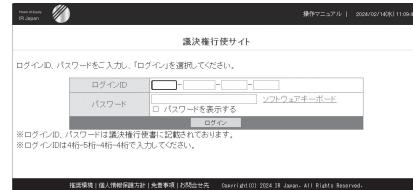


- 1 トップ画面



- 2 ログイン画面

ログインID、パスワードを入力し、「ログイン」を選択してください。



※携帯電話ではご利用いただけませんので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ  
 株式会社アイ・アール ジャパン  
 証券代行業務部

● 電話（専用ダイヤル）

0120-975-960 (通話料無料)

(受付時間) 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社の取締役会の運営に柔軟性を確保するため、定款第22条に定める招集権者及び議長について変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、<u>他の取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>が招集し、議長となる。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、<u>他の取締役に</u>が招集し、議長となる。</p> |



## (添付書類)

### 事業報告

( 2023年1月1日から  
2023年12月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による行動制限の緩和やインバウンド需要の回復、賃金上昇を中心とした雇用環境の改善による個人消費の回復などの要因から、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、長期化するウクライナ情勢に加え、中東情勢の緊迫化、原材料やエネルギー価格の高騰などによる物価の上昇等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社はこのような環境の下、コスト削減による財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図りつつ、再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業における活動を推進いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は190,134千円（前事業年度比50.4%の増加）、営業損失は697,776千円（前事業年度比45,438千円の減少）、経常損失は710,276千円（前事業年度比43,997千円の減少）、当期純損失は846,534千円（前事業年度比86,853千円の増加）となりました。

#### ① 再生医療支援事業（細胞培養器材、製造受託など）

細胞培養器材事業では、器材製品の拡販に向けた既存代理店との協業強化、2023年3月開催の第22回再生医療学会総会への付設展示会に当社ブースを出展するなど、当社器材製品の積極的な販売促進活動の結果、特に海外売上が前年比大幅に増加し、器材事業としては過去最高の売上を達成することが出来ました。

今後は、主要販売代理店からの売上情報等の収集分析などにより、より慎重な判断のもとで既存製品の販売だけでなく、顧客ニーズ、市場動向に合致した新製品開発のための研究開発に注力し、新規の顧客を獲得できるよう努めてまいります。

再生医療受託事業では、再生医療等安全性確保法に基づき特定細胞加工物製造許可を取得した細胞培養センター(CPC)において、主に細胞シートの製造を受託しております。当事業年度においても、先進医療の治療が行われている共同研究先の東海大学から、自己軟

骨細胞シートの製造を年間7症例受託した結果、受託事業も過去最高の売上を達成することが出来ました。

また、当社の知名度及び日本発、世界初の「細胞シート工学」の認知度向上のため、2019年、2021年に続き、2023年11月には、当社主催の第3回細胞シート工学イノベーションフォーラムを開催いたしました。全国から多数のアカデミア及び企業からの参加があり、「細胞シート工学」やその周辺技術に関わる活発な議論が展開されました。事業提携、協業、製造受託などの新たな取引先の開拓も期待できることから、第4回目の細胞シート工学イノベーションフォーラムは2025年に開催する予定であります。

以上のような結果、当事業年度における売上高は182,334千円（前事業年度比66,320千円の増加）、営業損失は32,438千円（前事業年度比57,870千円の減少）となりました。

## ② 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、同種軟骨細胞シートの再生医療等製品の自社開発を中心とした研究開発を継続して推進しております。

食道再生上皮シートについては、2020年10月に治験届を提出後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）から受けた細胞シートの製造方法に関する指摘への対応を検討してまいりました。しかし、PMDAと相談を重ねた結果、製造方法の改良には、製造方法変更前後の同等性の評価のために治験期間が延長の見通しとなり、事業性への懸念が生じたため、高い成長と収益性が見込める同種軟骨細胞シート開発に経営資源を集中することを目的として、治験の中止及び食道再生上皮シートの開発を中断することと致しました。

同種軟骨細胞シートは、「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の製品化に向けたセルバンク構築を含む企業治験開始のための研究開発」について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の支援を受けながら開発を進めた結果、企業治験に使用する同種軟骨細胞シートを製造するための原料として、有効性と安全性を確認したマスターセルバンクを確立することができました。2023年9月20日には、同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の第3相試験の治験届をPMDAに提出し、その後、PMDAによる治験届の30日調査が終了しました。現在、各治験実施施設での倫理審査（IRB）、治験実施契約の締結を進めておりますが、手続きに時間を要しており、現時点では2024年の上半期中に被験者登録が始まる見通しです。

事業提携活動につきましては、事業化の加速、また将来の同種軟骨細胞シートの販売に向けて、引き続き複数の会社との事業提携及び共同研究契約の締結に向けた活動を積極的

に行っております。なお、2023年12月18日に公表のとおり、独占的事業提携契約を締結しておりました「三顧股份有限公司 (MetaTech(AP) Inc.)」と契約関係を解消しましたが、今後も、引き続き新規の提携契約を獲得できるように努めてまいります。

以上のような活動の結果、売上高は7,799千円（前事業年度比2,614千円の減少）、営業損失は468,691千円（前事業年度比5,711千円の増加）となりました。

**(2) 設備投資等の状況**

該当事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

当社は、2022年9月30日付でバークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC) に対し第三者割当による第23回行使価額修正条項付新株予約権を、2023年6月5日付でバークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC) に対し第三者割当による第24回行使価額修正条項付新株予約権を発行し、当事業年度におきまして、第23回新株予約権の前事業年度未行使分全ての行使及び第24回新株予約権の一部の行使により1,816,254千円の資金調達を行いました。

**(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等**

該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

### ①再生医療支援事業に関する課題

再生医療支援事業の最大の課題は、対象顧客層における当社細胞培養器材の認知度向上による売上高増加であります。現在国内外の販売代理店及び自社による販促活動に注力しておりますが、特に海外においては認知度向上余地が大きいと考えられます。その施策の1つとして、新規販売代理店の開拓は喫緊の課題であると認識しております。

顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充も重要な課題であります。操作性の向上を目的とした新しい器材形態の開発や培養する細胞の特性に応じた器材培養表面の調整など様々な要望が顧客から寄せられており、当社でも具体的な検討作業を進めております。

また、臨床応用用途の製品開発も重要な課題であると考えております。現在、当社が市販している製品は研究開発用途を目的とした製品が主ですが、今後は臨床研究段階や再生医療製品の製品化の際にも利用可能な製品開発も進めて参ります。

さらに製造コストの引き下げ及び生産体制・能力の充実、拡大の検討も重要課題の1つであります。市販製品については大日本印刷株式会社に製造を委託して製品の安定供給を進めつつ、研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場への製品供給及び海外売上の拡大に対応するため、さらなる生産体制・能力の充実、拡大を図って参ります。

### ②細胞シート再生医療事業に関する課題

#### (a) 当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化に関する課題

当社の使命である「細胞シート工学」という日本発の革新的再生医療技術を基盤として様々な「細胞シート再生医療」製品を開発し、その世界普及を推進するためには、当社細胞シート再生医療第1号製品を日本において早期事業化することが重要であります。当社は、まず国内での細胞シート再生医療製品パイプラインの開発を自社主体で推進し、製造販売承認取得を目指します。また製造体制・販売体制の確立を通して細胞シート再生医療製品パイプラインの事業化段階をより前進させつつ、他社との提携等も視野に入れ、細胞シート再生医療事業の拡大を目指して参ります。

#### (b) 細胞培養施設の運営に関する課題

再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当社は2016年に当該施設（細胞培養センター）を設置し、2014年11月施行の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に準拠した設備運営実現のための体制作りを終え、現在はその維持、向上を目指しております。

### (c) 細胞シート培養技術者の育成に関する課題

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、企業は医療機関からの臨床用細胞の培養の受託が可能となります。当社にとっては、細胞培養施設を所有していない、もしくは有しながらも人的リソースの不足などから効率的な運営ができないなどの問題を抱える大学病院や医療機関などから臨床用細胞シートの製造受託が可能となり、営業収益を拡大する機会となります。しかしながら、細胞シートの培養を適正かつ安全に行うには、十分な教育を受けた技術者の育成が必要であり、また高い技能を有した細胞培養技術者の育成は品質向上につながります。当社ではこれまで培ってきた細胞シート培養の経験やノウハウを活かし、臨床用細胞シートの培養を適正かつ安全に行うための細胞シート培養技術者の育成を進めて参ります。

## ③事業推進に必要な経営資源・インフラに関する課題

### (a) 事業資金の確保

当社では、研究開発活動の推進に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等、資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社は第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらにエクイティ・ファイナンス、事業提携の実現による開発中品目の上市前における収益化（一時金の獲得など）、国をはじめとする公的補助金、銀行からの借入等の活用などにより資金需要に対応して参ります。また、資金調達手段の多角的アプローチにより継続的に当社の財務基盤の強化を図っていく方針であります。

### (b) 人材の採用・育成

再生医療等製品の研究開発には様々な専門スキルを有する人材が必要であり、特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野に属することから多様な専門人材の採用・育成が不可欠です。また、日本国内のみならずグローバルで活躍できる人材の採用・育成にも注力する方針です。

今後も組織規模の拡大・多様化に対応した会社組織としてのガバナンス、従業員サポート、教育の質的向上にも尽力して参ります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 2020年度<br>第20期 | 2021年度<br>第21期 | 2022年度<br>第22期 | 2023年度<br>第23期<br>(当事業年度) |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売上高 (千円)           | 199,466        | 161,673        | 126,427        | 190,134                   |
| 営業損失 (△) (千円)      | △718,866       | △864,106       | △743,215       | △697,776                  |
| 経常損失 (△) (千円)      | △728,892       | △865,806       | △754,274       | △710,276                  |
| 当期純損失 (△) (千円)     | △768,052       | △912,871       | △759,680       | △846,534                  |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △54.19         | △53.08         | △36.31         | △29.43                    |
| 総資産額 (千円)          | 1,835,019      | 1,408,209      | 1,543,920      | 2,465,768                 |
| 純資産額 (千円)          | 1,555,934      | 1,044,627      | 1,178,338      | 2,164,721                 |
| 1株当たり純資産額 (円)      | 95.70          | 57.43          | 47.26          | 68.08                     |

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社の事業内容は以下のとおりです。

### ① 再生医療支援事業

細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売、並びに再生医療に関わる総合的なサポートを通じて、再生医療の研究開発・事業化を支援する事業、当社細胞培養センターを活かして企業、大学等から細胞シート等の製造を受託する再生医療受託事業

### ② 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、細胞シート再生医療の普及を推進する事業

(9) 主要な拠点 (2023年12月31日現在)

本社：東京都江東区

細胞培養施設：東京都江東区

細胞培養器材製品の開発・製造施設：東京都江東区

(10) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

| 事業区分        | 従業員数 | 前期末比増減 |
|-------------|------|--------|
| 再生医療支援事業    | 10名  | 3増     |
| 細胞シート再生医療事業 | 20   | 1増     |
| 全社（共通）      | 5    | 1増     |
| 合計          | 35   | 5増     |

| 区分      | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------|--------|-------|--------|
| 男性      | 22名  | 5増     | 46.0歳 | 5.0年   |
| 女性      | 13   | —      | 36.7  | 4.2    |
| 合計または平均 | 35   | 5増     | 42.6  | 4.7    |

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 当社は事業区分別の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。

3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

(11) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

(1) 長期借入金

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| ① 資金用途      | 運転資金               |
| ② 借入日       | 2020年10月27日        |
| ③ 借入先       | 株式会社りそな銀行          |
| ④ 借入残高      | 100,000千円          |
| ⑤ 借入期間      | 10年間 (返済据置期間5年間)   |
| ⑥ 借入金利      | 当初3年間無利子 4年後より1.4% |
| ⑦ 担保提供資産の有無 | 無                  |

(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ① 資金用途      | 運転資金             |
| ② 借入日       | 2020年10月27日      |
| ③ 借入先       | 株式会社りそな銀行        |
| ④ 借入残高      | 51,250千円         |
| ⑤ 借入期間      | 10年間 (返済据置期間2年間) |
| ⑥ 借入金利      | 1.4%             |
| ⑦ 担保提供資産の有無 | 無                |

(12) **その他会社の現況に関する重要な事項**

その他会社の現況に関する重要な事項は、以下のとおりであります。

当社の当事業年度末の手元資金（現金及び預金）の残高は2,163,292千円となり、財務基盤については安定的に推移しております。

一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておらず、当社は当事業年度末において、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社は当該状況の解消を図るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の実現と事業提携の推進による収益機会の獲得

当社は、今後、同種軟骨細胞シートなどの開発を推進し、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を実現すること、また事業提携先の開拓を通じて、更なる収益機会を獲得していくことで当該状況の解消を図って参ります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 31,459,019株  
(自己株式156株を含む。)

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は7,036,400株増加しております。

- (3) 株主数 22,179名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                            | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------------|-----|------|
|                                | 千株  | %    |
| 西村彰                            | 364 | 1.15 |
| モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社          | 353 | 1.12 |
| 日新精器株式会社                       | 350 | 1.11 |
| 小野一成                           | 308 | 0.97 |
| 野村証券株式会社<br>(常任代理人 株式会社三井住友銀行) | 233 | 0.74 |
| 山本大典                           | 200 | 0.63 |
| 野村証券株式会社                       | 161 | 0.51 |
| J P モルガン証券株式会社                 | 148 | 0.47 |
| 安井勝孝                           | 148 | 0.47 |
| 大日本印刷株式会社                      | 147 | 0.46 |

(注) 持株比率は、自己株式（156株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

#### ① 2015年8月13日の取締役会の決議による第14回新株予約権

|                                        |                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 1,350個                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 135,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                |
| 新株予約権の払込金額                             | 総額 945,000円<br>(新株予約権1個当たり700円)                  |
| 新株予約権の払込期日                             | 2015年8月31日                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 95,175,000円 (注) 1<br>(1株当たり705円 (注) 1)        |
| 新株予約権の行使期間                             | 2015年8月31日から2025年8月30日                           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 48,060,000円 (注) 1<br>資本準備金 48,060,000円 (注) 1 |
| 新株予約権行使の条件                             | (注) 2                                            |
| 割当先                                    | 当社取締役 5名                                         |

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期の1ヶ月前に至るまでの間に東京証券取引所JASDAQグロース市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 2023年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は650個であります。

② 2015年8月13日の取締役会の決議による第15回新株予約権

|                                        |                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 630個                                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 63,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                 |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 44,415,000円 (注) 1<br>(1株当たり705円 (注) 1)        |
| 新株予約権の行使期間                             | 2017年9月1日から2025年8月31日                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 22,207,500円 (注) 1<br>資本準備金 22,207,500円 (注) 1 |
| 新株予約権行使の条件                             | (注) 2                                            |
| 割当先                                    | 当社従業員 25名                                        |

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 2023年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は80個であります。

③ 2017年8月10日の取締役会の決議による第17回新株予約権

|                                        |                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 1,460個                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 146,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 76,504,000円 (注) 1<br>(1株当たり524円 (注) 1)        |
| 新株予約権の行使期間                             | 2019年9月1日から2027年7月31日                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 38,252,000円 (注) 1<br>資本準備金 38,252,000円 (注) 1 |
| 新株予約権行使の条件                             | (注) 2                                            |
| 割当先                                    | 当社従業員 36名                                        |

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 2023年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は340個であります。

④ 2020年7月21日の取締役会の決議による第21回新株予約権

|                                        |                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 1,159個                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 115,900株<br>(新株予約権1個につき100株)                |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 43,114,800円 (注) 1<br>(1株当たり372円 (注) 1)        |
| 新株予約権の行使期間                             | 2022年8月7日から2024年8月6日                             |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 21,557,400円 (注) 1<br>資本準備金 21,557,400円 (注) 1 |
| 行使の条件                                  | (注) 2                                            |
| 割当先                                    | 当社従業員 34名                                        |

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 2023年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は687個であります。

⑤ 2023年5月15日及び5月19日の取締役会の各決議による第24回新株予約権

|                                        |                                                        |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 69,000個                                                |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 6,900,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                    |
| 新株予約権の払込金額                             | 総額 2,001,000円<br>(新株予約権1個当たり29円)                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 2,373,600,000円 (注) 1<br>(1株当たり344円 (注) 1)           |
| 新株予約権の行使期間                             | 2023年6月6日から2025年6月12日                                  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 1,187,800,500円 (注) 1<br>資本準備金 1,187,800,500円 (注) 1 |
| 行使価額の修正条件                              | (注) 2                                                  |
| 行使の条件                                  | (注) 3                                                  |
| 割当先                                    | バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)                  |

(注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。

2. 本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の96%に相当する金額に修正されます。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。下限行使価額は178円とします。
3. 本新株予約権のうち15,000個は、同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の治験届が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出された旨が公表された日以降にのみ行使することができます。
4. 2023年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は31,235個であります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

| 会社における地位    | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                             |
|-------------|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長     | 橋本 せつ子 | 株式会社バイオビジネスブリッジ 取締役                                                      |
| 取締役 (監査等委員) | 大江田 憲治 | 公益社団法人日本工学アカデミー 終身フェロー<br>京都大学 産官学連携本部 特任教授                              |
| 取締役 (監査等委員) | 山口 十思雄 | 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル<br>社外監査役<br>株式会社エクストリーム 社外取締役                      |
| 取締役 (監査等委員) | 遠藤 幸子  | 成友興業株式会社 社外取締役(監査等委員)<br>日本ゼトック株式会社 社外取締役<br>東京家庭裁判所調停委員<br>目黒区公契約審議会 会長 |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 大江田憲治氏、山口十思雄氏及び遠藤幸子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 遠藤幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 山口十思雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会は、各委員が交代で経営会議に出席し、その情報を共有するなど、組織的に業務執行を監査・監督しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である各監査等委員は、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約 (責任限定契約) を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

### (3) 役員等賠償責任保険 (D&O保険)契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### (4) 取締役の報酬等

#### ①当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分                       | 報酬の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 19,132<br>(600)   | 19,132<br>(600)   | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 3<br>(1)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 7,200<br>(7,200)  | 7,200<br>(7,200)  | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 5<br>(5)              |
| 合計<br>（うち社外役員）             | 26,332<br>(7,800) | 26,332<br>(7,800) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 7<br>(5)              |

(注) 1. 上表には、2023年3月28日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役2名）の在任中の報酬等の額を含んでおります。また、同株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）は、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、取締役在任期間分は取締役（監査等委員を除く）に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めております。

2. 対象となる役員の員数は、実際の支給人数を記載しております。そのため、役員区分における各区分と合計の員数は相違しております。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員以外の取締役の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第20期定時株主総会において年額1億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち社外取締役は1名）であります。監査等委員の金銭報酬の額は、2021年3月26日開催の第20期定時株主総会において年額2,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名であります。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個別報酬について、取締役会において決議した決定方針に従い適正に決定されていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等は次のとおりです。

- ・基本報酬に対する方針

個々の取締役の報酬等の決定においては、各取締役の職務内容及び責任を踏まえた適正な水準とすることを基本とし、個人別の報酬等の額の決定にあたっては、短期的な業績だけでなく、長期的な企業価値向上への貢献の度合いを考慮します。

- ・報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみから構成されることから、報酬等の種類ごとの比率は、基本報酬を100%とします。

- ・報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、その役位、職責、在任年数等に応じて、同業他社の水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して、個人別の報酬等の額を決定します。報酬等を与える時期は、在任中において、従業員に対する給与支払と同じ時期に定期的に固定額を支払います。

- ・報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定を第三者に委任せず、取締役会で個人別の報酬等を提示してこれを決定しますが、必要に応じ、税理士や弁護士等の外部の専門家に意見を求めます。

- ・上記のほか報酬等の決定に関する事項

報酬等の内容については、各種法令等に基づき作成又は開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレートガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、当社株主に対し迅速に開示します。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職の状況

| 地 位        | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                             |
|------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員） | 大江田 憲 治   | 公益社団法人日本工学アカデミー 終身フェロー<br>京都大学 産官学連携本部 特任教授（注）                              |
| 取締役（監査等委員） | 山 口 十 思 雄 | 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル<br>社外監査役、株式会社エクストリーム 社外取締役（注）                         |
| 取締役（監査等委員） | 遠 藤 幸 子   | 成友興業株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>日本ゼトック株式会社 社外取締役<br>東京家庭裁判所調停委員<br>目黒区公契約審議会 会長（注） |

（注） 当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 地 位                        | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大江田 憲 治 | 社 外 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 当事業年度に開催した取締役会15回中、15回に参加し、ライフサイエンスに関わる企業及び公的機関に携わった豊富な経験、特にライスサイエンス業界の動向についての専門的な立場から積極的な提言を行い、当社の企業価値の向上に十分な役割を果たしました。また、取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催した監査等委員会10回中、10回に出席し、監査等委員会委員長として議事を主導すると共に、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行い、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。 |

| 氏名     | 地位               | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                         |
|--------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山口 十思雄 | 社外取締役<br>(監査等委員) | <p>当事業年度に開催した取締役会15回中、15回に参加し、公認会計士としての豊富な経験、特に財務会計についての専門的な立場から積極的な提言を行い、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回中、13回に出席し、公認会計士としての内部統制システムに関わる専門的な立場から積極的な提言を行い、当社の課題に対する社外役員間での認識共有を図る等、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。</p>        |
| 遠藤 幸子  | 社外取締役<br>(監査等委員) | <p>取締役(監査等委員)に就任以降、当事業年度に開催した取締役会12回中、12回に参加し、企業法務に関わる弁護士としての経験、特に法令遵守に関わる専門的な立場から積極的な提言を行い、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。また、取締役(監査等委員)に就任以降、当事業年度に開催した監査等委員会10回中、10回に出席し、弁護士としての内部統制システムに関わる専門的な立場から積極的な提言を行い、経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。</p> |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

けやき監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 12,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 12,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する『会計監査人との連携に関する実務指針』を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 内部統制基本方針の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。

なお、当社は、2021年3月26日付で監査等委員会設置会社に移行し、それに伴い、同日の臨時取締役会において、「内部統制基本方針」を改定しており、改訂後の内容は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行っております。

監査等委員会は、各委員が取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査しております。また監査等委員のうち1名は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当しております。

必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなどにより法令及び定款に適合することを確認しております。また、財務報告に係る内部統制規程を策定し、これに基づき個別業務を運用することで、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存しております。取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門・部署がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部門長またはその指名する部署・使用人が行うものとしております。

また、経営会議において、当社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つとともに必要な対応を協議しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定めております。

ア. 毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、4名の取締役（うち、社外取締役3名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

イ. 業務執行取締役と部門長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。

また、監査等委員が経営会議に交代で出席して、業務執行状況を監視しております。

ウ. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図っております。

エ. 内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために内部監査を実施しております。

内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施しております。

内部監査の実施状況については、社長及び監査等委員会に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

製品に関する品質、安全性確保及び法令遵守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用に当たっております。

その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応しており、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程が定められております。社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施しております。

また、内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行っております。

⑥ **当社における業務の適正を確保するための体制ならびに取締役等の職務執行に係る事項の報告に関する体制**

当社は、企業価値向上をめざした経営を行い、かつ社会的責任を全うするために、経営理念を策定しております。この経営理念に基づき業務の適正を図るため、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行っております。

さらに当社にとって重要な案件は、必要に応じて取締役会に付議し、関連諸規程に基づいて管理監督を実施し、適時適切な報告・相談などを行っております。

また、監査等委員会及び内部監査担当部署は、これらの業務の実施状況を監査しております。

⑦ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員会は、内部監査担当部署所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査担当部署長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑧ **取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為を発見したときは、その内容を速やかに監査等委員会に対して報告する体制を整備しております。また、監査等委員会へ報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行いません。

⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる費用に関する事項**

監査等委員は、監査等委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査しております。さらに内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努めております。また、監査等委員会と代表取締役社長等、業務執行取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。

監査等委員は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払または償還を受けることができます。

## ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との係わりを一切持たないようすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、経営企画部門を中心にチェック体制を整備しております。

### (2) 内部統制システム運用状況の概要

当社の取締役会は、4名の取締役（うち、社外取締役3名）で構成されており、業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役（監査等委員を除く）は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、監査等委員会についても同様に経営の監査を行っております。当該体制の2023年1月1日から2023年12月31日までの取締役会、監査等委員会の開催については、定例取締役会（13回開催）、臨時取締役会（2回開催）、定例監査等委員会（12回開催）及び臨時監査等委員会（1回開催）となっております。

また、監査等委員会と代表取締役社長との間では定期的な意見交換会が開催されたほか、監査等委員は経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取することにより、適法性を監査し経営監視機能の強化及び向上を図っております。

その他、内部監査担当部署により、内部監査計画に基づく内部監査を実施し、業務の適正を確保するための対応を継続しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な研究開発に必要な内部留保の充実を勘案し、配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより企業価値の向上に努めてまいります。

しかしながら、当事業年度においては損失計上により利益剰余金がマイナスであるため、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

## 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,351,811</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>123,569</b>   |
| 現金及び預金             | 2,163,292        | 買掛金                  | 3,778            |
| 売掛金                | 51,871           | 未払金                  | 73,510           |
| 商品及び製品             | 15,398           | 1年内返済予定の長期借入金        | 7,500            |
| 仕掛品                | 4,289            | 未払費用                 | 9,759            |
| 原材料及び貯蔵品           | 26,504           | 未払法人税等               | 15,600           |
| 前渡金                | 7,612            | 賞与引当金                | 4,064            |
| 前払費用               | 20,540           | 預り金                  | 9,354            |
| 未収消費税等             | 62,302           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>177,478</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>113,957</b>   | 長期借入金                | 143,750          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>-</b>         | 資産除去債務               | 33,728           |
| 建物                 | 25,964           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>301,047</b>   |
| 機械及び装置             | 2,286            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |                  |
| 工具、器具及び備品          | 41,706           | 株主資本                 | 2,141,761        |
| 減価償却累計額            | △69,957          | 資本金                  | 2,384,311        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>113,957</b>   | 資本剰余金                | 1,363,892        |
| 投資有価証券             | 19,788           | 資本準備金                | 1,363,892        |
| その他                | 94,169           | 利益剰余金                | △1,606,214       |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,465,768</b> | その他利益剰余金             | △1,606,214       |
|                    |                  | 繰越利益剰余金              | △1,606,214       |
|                    |                  | 自己株式                 | △227             |
|                    |                  | 新株予約権                | 22,959           |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,164,721</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,465,768</b> |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

## 損益計算書

( 2023年1月1日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額       |
|--------------|---------|---------|
| 売上高          |         | 190,134 |
| 売上原価         |         | 82,979  |
| 売上総利益        |         | 107,154 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 804,931 |
| 営業損          |         | 697,776 |
| 営業外収益        |         |         |
| 受取利息         | 13      |         |
| 受取手数料        | 109     |         |
| 受取支援金収入      | 400     |         |
| 還付加算金        | 59      |         |
| その他          | 11      | 593     |
| 営業外費用        |         |         |
| 支払利息         | 1,128   |         |
| 為替差損         | 46      |         |
| 新株発行費        | 11,918  | 13,093  |
| 経常損          |         | 710,276 |
| 特別利益         |         |         |
| 新株予約権戻入益     | 912     |         |
| 関係会社株式売却益    | 15,759  | 16,671  |
| 特別損          |         |         |
| 減損           | 112,028 |         |
| 投資有価証券評価損    | 39,950  | 151,979 |
| 税引前当期純損      |         | 845,584 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 950     | 950     |
| 当期純損         |         | 846,534 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

( 2023年1月1日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |             |              |             |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|--------------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金    |             |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当 期 首 残 高               | 1,467,377 | 446,957   | 446,957     | △759,680     | △759,680    |
| 当 期 変 動 額               |           |           |             |              |             |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 916,934   | 916,934   | 916,934     |              |             |
| 当 期 純 損 失               |           |           |             | △846,534     | △846,534    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |             |              |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |             |              |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 916,934   | 916,934   | 916,934     | △846,534     | △846,534    |
| 当 期 末 残 高               | 2,384,311 | 1,363,892 | 1,363,892   | △1,606,214   | △1,606,214  |

|                         | 株 主 資 本 |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等     |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|------------|---------------------|----------------|--------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本<br>合計 | その他有価<br>証券評価差<br>額 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | △227    | 1,154,427  | △321                | △321           | 24,232 | 1,178,338 |
| 当 期 変 動 額               |         |            |                     |                |        |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |         | 1,833,868  |                     |                |        | 1,833,868 |
| 当 期 純 損 失               |         | △846,534   |                     |                |        | △846,534  |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △0      | △0         |                     |                |        | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |            | 321                 | 321            | △1,272 | △950      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △0      | 987,334    | 321                 | 321            | △1,272 | 986,383   |
| 当 期 末 残 高               | △227    | 2,141,761  | -                   | -              | 22,959 | 2,164,721 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月8日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

けやき監査法人  
東京都中央区

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉村潤一 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 宮下圭二 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セルシードの2023年1月1日から2023年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示

リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びその他施設において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容が相当でないと認める事由はありません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人けやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月13日

株式会社セルシード 監査等委員会

監査等委員 大江田 憲 治 ⑩  
監査等委員 山 口 十思雄 ⑩  
監査等委員 遠 藤 幸 子 ⑩

(注) 監査等委員大江田憲治氏、山口十思雄氏及び遠藤幸子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都江東区有明三丁目7番11号  
東京ベイ有明ワシントンホテル 3階アイリスの間  
電話：(03) 5564-0111 (代表)



## 【交通のご案内】

- りんかい線国際展示場駅下車 徒歩3分
- ゆりかもめ有明駅下車 徒歩3分
- ゆりかもめ東京ビッグサイト駅下車 徒歩3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。